第２　障がいのある人の現状等

１　障がいのある人の現状

北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加傾向にあります。
また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、令和４年度（2022年度）末現在で、290,155人となっており、平成24年度（2012年度）末と比較すると、10年間で12,541人減少しています。また、北海道の人口に占める割合は、平成24年度（2012年度）末の5.5%から、令和４年度（2022年度）末で5.5%と横ばいとなっています。
全国においては、4,910,098人で、人口比3.9%となっています。

(2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、令和４年度（2022年度）末現在で、68,501人となっており、平成24年度（2012年度）末と比較すると、10年間で17,311人増加しています。また、北海道の人口に占める割合は、平成24年度（2012年度）末の0.9%から、令和４年度（2022年度）末で1.3%と0.4ポイント増加しています。
全国においては、1,213,064人で、人口比1.0%となっています。

(3) 精神障がい

精神保健福祉手帳交付者や自立支援医療*14受給者など保健所で把握している精神障がいのある人の数は、令和４年度（2022年度）末現在で、196,305人となっており、平成24年（2012年）12月末と比較すると、10年間で59,923人増加しています。北海道の人口に占める割合は平成24年（2012年）12月末の2.5%から、令和４年度（2022年度）末で3.8%と1.3ポイント増加しています。
なお、精神保健福祉手帳交付者数は、令和４年度（2022年度）末現在で、56,916人となっており、平成24年度（2012年度）末と比較すると、10年間で20,816人増加しています。
北海道の人口に占める割合は平成24年度（2012年度）末の0.7%から、令和４年度（2022年度）末で1.1%と0.4ポイント増加しています。
全国においては、1,345,468人で、人口比1.1%となっています。

		平成24年度（2012年度）	平成25年度（2013年度）	平成26年度（2014年度）	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）
身体障がい者	18歳未満	4,570	4,394	4,251	3,829	3,746	3,605	3,507	3,510	3,405	3,346	3,231
	18歳以上	298,126	297,163	295,515	300,456	298,436	296,542	295,029	294,951	293,507	290,756	286,924
	合計	302,696	301,557	299,766	304,285	302,182	300,147	298,536	298,461	296,912	294,102	290,155
	人口に占める割合	5.50%	5.50%	5.50%	5.60%	5.70%	5.60%	5.60%	5.60%	5.60%	5.60%	5.50%
知的障がい者	18歳未満	12,371	12,795	13,539	13,402	13,827	14,100	14,271	14,271	14,507	14,464	14,532
	18歳以上	38,819	40,314	41,510	43,708	45,265	46,971	48,777	48,777	50,542	52,272	53,969
	合計	51,190	53,109	55,049	57,110	59,092	61,071	63,048	63,048	65,049	66,736	68,501
	人口に占める割合	0.90%	1.00%	1.00%	1.10%	1.10%	1.10%	1.20%	1.20%	1.20%	1.30%	1.30%
精神障がい者	保健所把握数	136,382	143,344	144,430	155,351	157,679	165,022	167,208	170,268	181,970	188,643	196,305
	精神保健福祉手帳交付者数	36,100	40,000	37,463	43,852	46,327	46,986	48,780	49,582	51,295	52,250	56,916
	保健所把握数の人口に占める割合	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	2.9%	3.1%	3.2%	3.2%	3.5%	3.6%	3.8%
人口		5,465,451	5,463,045	5,431,658	5,401,210	5,370,807	5,339,539	5,304,413	5,267,762	5,228,732	5,183,687	5,139,913

※手帳交付者数は各年度末現在。　※保健所把握数は、平成26年度（2014年度）まで各年度12月末現在。平成27年度（2015年度）からは各年度末現在。
※人口は、平成24年度（2012年度）までは年度末現在。平成25年度（2013年度）からは、翌年１月１日現在
※資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

図３　【障がい者数の推移】

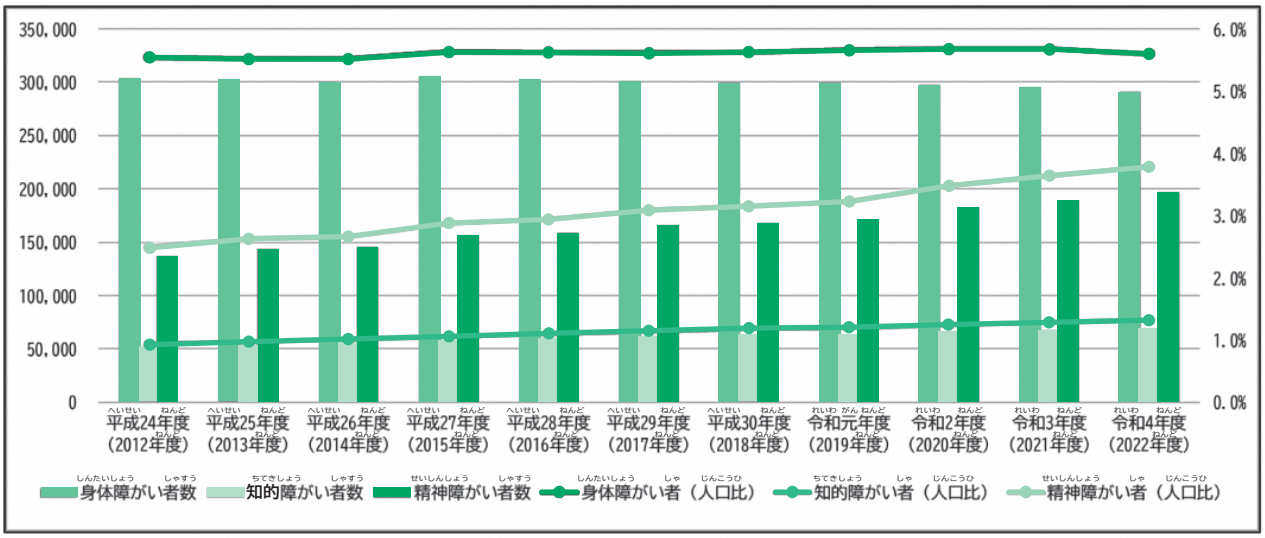

・発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年（2010年）の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年（2011年）８月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

また、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、平成28年（2016年）に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が活かされるようになります。

・高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(4) 難病等

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。

平成23年（2011年）８月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年（2013年）４月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和６年（2024年）４月に369疾病に拡大されることとなります。

(5) 医療的ケア児

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア児」といいます。

全国の医療的ケア児は、推計で約２万人（令和元年度現在）、道内では約700人（令和４年度現在）で、年々増加傾向にあります。

令和３年９月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、国及び都道府県が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務が示されました。

(6) 難聴児

難聴とは、音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにくい状態をいいます。

先天性難聴児は出生数1000人当たりに１～２人とされています。

令和４年（2022年）２月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において、「難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、言語・コミュニケーション手段の発達・獲得を円滑にし、難聴児の今後の社会生活をより豊かにすることにつながると考えられるため、早期に発見し、療育及び教育につなげることが重要である。」と明記されました。

２　サービス提供体制の現状と評価

(1) サービスの利用状況

①障害福祉サービスの利用状況（令和５年（2023年）３月分）

障害福祉サービスの利用者は61,683人となっており、うち入所施設利用者が9,059人となっています。

	サービス種類	単位	令和５年（2023年）３月		サービス種類	単位	令和５年（2023年）３月
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間	358,042	日中活動系	生活介護	人日	371,929
			333,406				370,455
			93.1%				99.6%
居住系	共同生活援助	人	13,239		自立訓練（機能訓練）	人日	658
			14,926				170
			112.7%				25.8%
	施設入所支援	人	8,355		自立訓練（生活訓練）	人日	8,288
			9,059				6,021
			108.4%				72.6%
日中活動系	就労移行支援	人日	27,561		療養介護	人	1,053
			24,485				1,250
			88.8%				118.7%
	就労継続支援（A型）	人日	90,727		短期入所（福祉型）	人日	16,215
			94,828				13,065
			104.5%				80.6%
	就労継続支援（B型）	人日	413,765		短期入所（医療型）	人日	1,596
			434,291				830
			105.0%				52.0%

※上段：計画　中段：実績　下段：達成率
※単位のうち人日とは、１ヶ月間の延べ利用人数

また、第６期北海道障がい福祉計画で定めたサービス見込量に対する令和４年度（2022年度）の実績では、施設入所支援が108.4%となっていますが、地域における居住サービスである共同生活援助は112.7%、訪問系サービスは93.1%、日中活動系サービスの生活介護は99.6%、就労継続支援（B型）が105.0%となっています。

②障害児通所支援等の利用状況（令和５年（2023年）３月分）

障害児通所支援の利用者は、児童発達支援で延べ98,119人、放課後等デイサービスでは延べ198,973人となっております。

	サービス種類	単位	令和５年（2023年）３月		サービス種類	単位	令和５年（2023年）３月
入所	福祉型	人	114	通所	児童発達支援	人日	98,119
	医療型	人	179		医療型児童発達支援	人日	841
					居宅訪問型児童発達支援	人日	35
					放課後等デイサービス	人日	198,973
					保育所等訪問支援	人日	813

(2) 障害者入所施設の状況

令和５年（2023年）４月１日の入所施設数は、200施設で定員は10,264人となっています。

また、令和５年（2023年）３月の入所施設の利用者数は、9,354人となっており、令和２年（2020年）３月利用者数から204人の減となっています。

区分	入所施設数（定員）				入所施設利用者数	
	R2.4.1		R5.4.1		R2.3	R5.3
障害者支援施設	204か所	10,508人	200か所	10,264人	9,558人	9,354人

(3) 居住支援の状況

グループホーム（共同生活援助）は、障害者自立支援法の施行後、指定基準の規制緩和が図られたことなどにより、施行時点の平成18年（2006年）と比較すると定員の大幅な増加がみられます。

また、令和５年（2023年）３月利用者数は、14,926人となっており、令和２年（2020年）３月利用者から2,737人の増となっています。

【グループホームの指定・整備実績】

		H18.4	H20.4	H23.4	H26.4	H29.4	R2.4	R5.4
グループホーム	か所数	635	321	377	433	525	626	826
	利用定員（人）	2,960	4,672	6,555	9,579	11,140	13,148	16,782
伸び率（R5/R2）								127.6%

※H26.4まではグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）の合計です。

(4) 工賃（賃金）の状況

令和３年度（2021年度）における道内の事業所（就労継続支援事業所1,260か所）における月額一人当たり平均工賃（賃金）は、29,661円となっており、このうち、就労継続支援B型事業所（1,021か所）では、19,523円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃（賃金）向上に向けた更なる取組が求められています。

《工賃とは》

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として施設や事業所等の利用者に支払うこととされています。（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等）

《賃金とは》

賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。（労働基準法）

【令和３年度（2021年度）工賃（賃金）実績】

施設種別	施設数（か所）	定員（人）	工賃支払対象者延人数	工賃支払総額（円）	平均工賃/月（円）
就労継続支援A型事業所	239	4,550	50,432	3,922,064,513	77,769
就労継続支援B型事業所	1,021	21,636	239,317	4,672,172,924	19,523
合　計	1,260	26,186	289,749	8,594,237,437	29,661

《賃金と工賃について》

「賃金」と「工賃」は、ともに仕事・作業の対価として支払われるものですが、この計画においては、雇用関係において、企業、福祉工場、就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結する場合には「賃金」、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター・小規模事業所と利用契約を締結する場合には「工賃」としています。

【施設種別ごとの工賃（賃金）実績の推移】

就労継続支援A型事業所	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度
施設数	216	227	224	222	239
１月あたり賃金（円）	70,061	72,906	74,524	76,881	77,769

就労継続支援B型事業所	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度
施設数	800	852	901	938	1,021
１月あたり工賃（円）	18,810	18,966	19,078	19,202	19,523
１時間あたり工賃（円）	256	256	262	273	284

【工賃支払対象者延人数及び工賃支払総額の推移】

	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）
工賃支払対象者延人数（人）	192,623	206,562	222,293	225,185	239,317
工賃支払総額（円）	3,623,222,775	3,917,733,468	4,241,094,530	4,323,969,276	4,672,172,924

※工賃実績調査（厚生労働省調査）

（5）一般就労への移行状況

令和３年度（2021年度）における道内の就労系事業所から一般就労への移行者数は1,043人となっており、平成17年度（2005年度）実績（105人）と比較し、9.9倍の増加となっています。

また、法定雇用率が適用される道内の民間企業（3,889社）の障がいのある人の実雇用率は2.37%であり、全国平均（2.20%）を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.1%（1,950社）にとどまっているほか、障がいのある人を一人も雇用していない企業は31.0%（1,206社）と全国平均（30.5%）より高い水準にあります。（令和３年（2021年）６月１日現在）。

障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができるよう、企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

【就労系事業所から一般就労への移行者数】

種別	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）
就労移行支援	575	638	652	501	591
就労移行施設（養成施設）	0	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	167	174	189	114	185
就労継続支援（B型）	226	299	272	245	267
合計	968	1,111	1,113	860	1,043

※福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査（道調査）

【障がい者雇用の義務がある民間企業の実雇用率等（令和３年（2021年）６月１日現在）】

法定雇用率	実雇用率	法定雇用率達成割合	法定雇用率達成企業数
2.3%	2.37%	50.1%	1,950

※令和３年（2021年）障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省北海道労働局）

《障害者雇用率制度について》

すべての事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率以上の割合で障がいのある人を雇用する義務があります。

法定雇用率は、令和３年３月から、民間企業2.3%、地方自治体2.6%、都道府県等の教育委員会2.5%ですが、令和６年（2024年）４月から、民間企業では2.5%、令和８年（2026年）４月から2.7%と段階的に引き上げられます。同様に、国及び地方公共団体等についても段階的に引き上げられ、令和８年度から3.0%（教育委員会は2.9%）となります。また、それに伴い、障がいのある人を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員43.5人以上から40.0人以上へ、令和８年（2026年）４月から37.5人以上へと拡大されます。

（6）地域生活移行状況

令和４年（2022年）４月１日から令和５年（2023年）３月31日までの地域生活移行者数は、79人となっています。

また、地域生活移行先としては、グループホーム（共同生活援助）がもっとも多く59人（74.6%）となっています。

【退所者の状況】　（単位：人）

期間	地域生活移行（※）	入所施設（障がい）	他入所施設（老人）	地域移行型ホーム	病院	その他	計
H27.4.1～H28.3.31	99	54	15	1	90	160	419
H28.4.1～H29.3.31	88	32	10	2	96	166	394
H29.4.1～H30.3.31	88	41	24	1	92	179	425
H30.4.1～H31.3.31	58	48	20	0	102	215	443
H31.4.1～R02.3.31	88	46	19	2	100	185	440
R02.4.1～R03.3.31	100	49	18	1	106	150	424
R03.4.1～R04.3.31	56	34	22	0	102	174	388
R04.4.1～R05.3.31	79	111	35	0	101	205	531

【参考】

H17.10.1～H27.3.31	2,997	1,070	202	17	853	1,427	6,566

※道外利用者含む

【地域生活移行の内訳】　（単位：人）

期間	グループホーム（※）	福祉ホーム	一般住宅	公営住宅	家庭復帰	その他	計
H27.4.1～H28.3.31	62	1	3	1	28	4	99
H28.4.1～H29.3.31	63	0	0	0	19	6	88
H29.4.1～H30.3.31	62	4	5	0	16	1	88
H30.4.1～H31.3.31	25	1	4	0	26	2	58
H31.4.1～R02.3.31	57	0	6	0	25	0	88
R02.4.1～R03.3.31	74	0	4	0	21	1	100
R03.4.1～R04.3.31	37	0	5	0	14	0	56
R04.4.1～R05.3.31	59	0	2	0	16	2	79

【参考】

H17.10.1～H27.3.31	2,121	33	150	30	584	79	2,997

※H26.4まではグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）の合計です。

（7）特別支援学校卒業生の進路状況

道内の特別支援学校の令和５年（2023年）３月における高等部卒業者1,152人のうち、就職は417人で全体の36.2%、福祉施設利用は627人で全体の54.4%となっています。

特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

【特別支援学校卒業生の進路状況】　（単位：人）

	学校／進路		視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	計	専攻科 視覚	専攻科 聴覚
高等部	卒業生		14	16	1,052	66	4	1,152	9	3
	就職		1	5	402	9	0	417	7	1
	進学	専攻科等	3	3	0	0	0	6	1	0
		大学等	2	5	0	3	0	10	0	2
		教育訓練機関等	0	2	20	3	0	25	1	0
		小計	5	10	20	6	0	41	0	0
	福祉施設利用		8	1	570	46	2	627	0	0
	その他（入院、自宅療養等）		0	0	60	5	2	67	0	0

（8）発達障がいのある人に対する支援の状況

発達障がい者支援の一層の充実を図るため、平成28年（2016年）８月に発達障害者支援法が全般にわたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。

道では、発達障害者支援（地域）センター*15を設置し、地域で発達障がいのある人やその家族の支援を行う市町村及び事業所等の関係機関への助言や人材育成を行い支援体制の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進に関する取組を進めています。

また、北海道教育庁と共同し、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒に対し、切れ目のない支援が受けられる体制を整備するため、福祉と教育の連携強化に関する取組を進めています。

（9）障がい児に対する支援の状況

令和４年（2022年）６月の児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センター*16が地域における障がい支援の中核的役割を担うことが明確化され、道では、児童発達支援センターや市町村中核子ども発達支援センター*17の設置を促進し、道内各地への支援を進めています。

また、令和３年（2021年）９月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、地方公共団体等の責務が明らかにされました。

道では、令和４年６月、北海道医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケアが必要な子どもを持つご家族や関係機関からの相談に対応するほか、地域において寄せられる相談を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーター*18を養成するなど、支援を行っています。

さらに、国において「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和４年（2022年）２月）に、難聴児支援の基本的考え方が示されており、道では、令和３年３月に、「お子さんの「きこえ」の手引き」を作成し、早期発見から早期療育を促進しています。

このような取組を通じ、道としては、子ども・子育て支援法の「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子ども

とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の整備を進めています。

（10）在宅の障がいのある人等に対する支援の状況

重症心身障がいや在宅で暮らす重度障がいのある人が、地域で生活するための必要なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減する取組を進めています。

（11）北海道障害者介護給付費等不服審査会等の状況（令和５年（2023年）３月31日現在）

障がいのある人又は障がいのある子どもの保護者は、市町村が決定した支援（程度）区分認定や支給決定などについて不服がある場合に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

道では平成18年（2006年）４月に北海道障害者介護給付費等不服審査会、平成24年（2012年）４月に障害児通所給付費等不服審査会を設置し、審査請求があった事件について審議を行っています。

北海道障害者介護給付費等不服審査会には、平成18年（2006年）の新制度施行以降、137件の審査請求があり、うち102件が障害支援（程度）区分*19の認定に関するもの、33件が支給決定等に関するものとなっています。

なお、障害児通所給付費等不服審査会への審査請求はありません。

【障害者介護給付費等不服審査会審議内訳】

裁決内容	件数	請求内容	件数
認容	49件	障害支援（程度）区分関連	102件
棄却	56件	支給決定又は支給内容に関するもの	33件
取下	28件	その他	2件
却下	4件		
計	137件	計	137件

※　障害支援（程度）区分関連

障害程度区分（平成18年（2006年）４月～平成26年（2014年）３月）及び障害支援区分（平成26年（2014年）４月～）に関連する請求

３　主なサービス提供基盤の整備状況

(1) 基盤整備の状況（令和５年（2023年）３月31日現在）

障害者支援施設の定員数は、令和２年(2020年)と令和５年(2023年)を比較すると169名(1.6%)の減となっています。

【サービス提供基盤の整備状況】

	令和２年（2020年）３月末		令和５年（2023年）３月末		増減	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
入所施設	204	10,508	201	10,339	▲ 3	▲ 169
生活介護	560	18,574	637	20,681	77	2,107
自立訓練（機能訓練）	17	267	15	290	▲ 2	23
自立訓練（生活訓練）	75	885	64	747	▲ 11	▲ 138
就労移行支援	168	1,897	148	1,780	▲ 20	▲ 117
就労移行支援（養成施設）	1	60	1	60	0	0
就労継続支援A型	237	4,407	258	4,699	21	292
就労継続支援B型	973	19,818	1,217	25,641	244	5,823

※障害者支援施設の日中活動サービスはそれぞれのサービス種別へ計上している。

(2) 人材養成の状況

障がいのある人が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活することができるよう、相談支援業務に従事する人や居住系、日中活動系サービス事業者に配置が義務付けられているサービス管理責任者を、また、利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法に定める障害支援区分認定関係者（認定調査員・審査会委員・主治医）を養成するための研修等を行っています。

【研修修了者の状況】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相談支援従事者研修	417	383	335	351	213	124	177	186
サービス管理責任者研修	834	1,038	1,306	1,367	1,006	839	1,061	1,256
障害支援区分認定調査員研修	450	369	362	365	313	326	282	315
市町村審査会委員研修	96	59	90	59	68	47	67	41
主治医研修	587	374	387	228	385	167	361	329